平成30年2月13日

特定労働者派遣元事業主各位

茨城労働局職業安定部需給調整事業室

許可申請説明会（(旧)特定労働者派遣事業を営む事業主対象）の開催について

労働者派遣制度については、平成27年9月30日施行の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区分が廃止され、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく許可制となっております。

また、改正法施行日時点で届出により特定労働者派遣事業を営んでいる事業者については、平成30年9月29日まで、許可を得ることなく引き続き「その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者のみの労働者派遣事業」（改正前の特定派遣事業に相当）を営むことが可能となっておりますが、平成30年9月30日以降労働者派遣事業を行う場合は、あらためて許可申請が必要となります。

つきましては、許可申請手続きが円滑に行われるよう、下記のとおり「許可申請説明会」を開催いたしますのでご案内いたします。

なお、参加を希望される場合には、別紙の「労働者派遣事業許可申請説明会申込書」により、平成30年3月2日(金)までにFAXにてお申込みください。

記

1 日　　時　　平成30年 3月6日（火）　14時00分～16時00分 受付時間 13時30分～
　　平成30年 3月9日（金）　14時00分～16時00分 受付時間 13時30分～

2 場　　所　　ひたちなか市勤労者総合福祉センター （ワークプラザ勝田）
　　ひたちなか市大字東石川1279番地

3 説明内容　　① 労働者派遣事業を行う上での留意点
　　② 許可申請書の記載に関する留意点

4 問合せ先　　茨城労働局職業安定部需給調整事業室
　　電話　029（224）6239　　FAX　029（224）6279